

## 行政改革推進本部専門調査会（第5回）議事概要

### 1 日時

平成18年12月18日（月）13：00～15：00

### 2 場所

総理官邸4階大会議室

### 3 出席者

（委員（敬称略））

佐々木毅（座長）、清家篤（座長代理）、稲継裕昭、薄井信明、岡部謙治、小幡純子、加藤丈夫、川戸恵子、古賀伸明、田島優子、西尾勝、松本英昭、丸山建藏、御厨貴

（政府）

佐田玄一郎公務員制度改革担当大臣、下村博文内閣官房副長官、林芳正内閣府副大臣、坂篤郎内閣官房副長官補、福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、株丹達也行政改革推進本部事務局次長、阪本和道総務省人事・恩給局次長、上田紘士総務省自治行政局公務員部長、金子順一厚生労働省政策統括官、出合均人事院事務総局総括審議官

### 4 議事次第

（1）開会

（2）佐田公務員制度改革担当大臣挨拶

（3）諸外国の地方公務員制度について資料説明

（4）ILO関係について資料説明

（5）国家公務員の分限制度について資料説明

（6）「論点の柱立て」について説明及び意見交換

（7）ヒアリングについて説明及び意見交換

（8）閉会

### 5 議事の経過

冒頭、佐田公務員制度改革担当大臣より12月7日の経済財政諮問会議において、公務員制度改革の方向性として、再就職管理の適正化、能力・実績主義に基づく人事管理、公務員の労働基本権、公務員の身分保障、官民交流の更なる推進の5点について説明したことや再就職管理の適正化及び能力・実績主義に基づく人事管理については、来年の通常国会へ法案を提出する方向で、今後

関係者との調整を加速する旨の挨拶がなされた。

これに対し、委員より、能力・実績主義に基づく人事管理は、労働基本権を含む労使関係の問題と密接に関連しており、この問題を先送りしたまま、能力・実績主義に基づく人事管理を進めることは問題である等の発言があり、佐田大臣より、労働基本権等は、難しい問題であり、専門調査会において御議論頂いている一方、公務員制度改革について、可能なものは1日でも早く取り組む必要があり、関係者と十分に調整しながら進めていきたい旨発言があった。

総務省より、諸外国の地方公務員制度の概要について資料1に沿って説明が行われた後、委員から以下のような意見があった。

- ・ 日本において、地方公務員制度は、依然として国準拠という考え方がある。今後は国と地方は対等であり、地方の独自性があるとの議論が必要である。

事務局より、ILO関係について資料2に沿って説明が行われた後、中嶋滋ILO理事より本件についての発言があった。その後、委員から以下のような意見があった。

- ・ 日本のILO条約の批准状況はアジアへの影響力が大きく、また、グローバル化が進むほど日本の果たす役割が大きくなるという認識を持つことが日本の政労使ともに必要である。

人事院事務総局人材局長より、国家公務員の分限制度について資料3に沿って説明が行われた後、委員から以下のような質問や意見があった。

- ・ 民間企業における整理解雇について、90年以降大規模な人員削減が行われたときに早期退職の優遇制度が効果を発揮したが、公務において同様の制度は存在するか。
- ・ 国公法第78条第4号による免職は、政府の政策選択によるものであり、本人に責任がなく、公務の信頼性やモチベーションを損なう。現在、進められている国家公務員純減の対象部門では、自己都合退職や新規採用抑制のほか、府省間配転で対応している現状に悪影響が出ないようお願いしたい。

事務局より、「論点の柱立て」について資料4に沿って説明が行われた後、委員から以下のような意見があった。「論点の柱立て」については、これらの意見やヒアリング結果等を踏まえて、さらに議論することとされた。

- ・ 前回提示された「論点の柱立てに向けて」から今回は「論点の柱立て」となり、これで固まったかのようなイメージがあるが、そうではないことを明確にしてほしい。
- ・ 「国民主権・財政民主主義の原理と労使関係の在り方」について、国民主権の観点を重視すると、政府の使用者責任が見えにくくなる懸念がある。公

務員が憲法上の勤労者であることは判例でも明確であり、公務の特殊性を理由に制約事項を先に論ずるべきではない。

- ・ 労働基本権の在り方に関し、どの範囲の職員にどの権利を付与する、という議論になったときに、労使交渉の主体が誰になるか、という点については、現在仕組みが全くないので、根本的に考える必要がある。言い換えれば、中央人事行政機関の再編成という問題になるが、大きな問題なので独立の項目とすべきではないか。
- ・ 労働基本権を付与する場合には、政治的行為の制限の在り方にも影響するので、その点も議論する必要があるのではないか。
- ・ 「その他関連事項」に入っているかもしれないが、資格任用と政治任用の問題は大きなテーマではないか。

事務局より、ヒアリングについて資料5に沿って説明が行われた後、委員から以下のような意見があった。また、ヒアリングに関して、「行政改革推進本部専門調査会小委員会設置規程（案）」及び「行政改革推進本部専門調査会小委員会の構成について（案）」が原案どおり決定された。

- ・ 民間企業に対するヒアリングの際には、労働組合が複数存在する企業から協約や争議権の問題について聴取すべきではないか。
- ・ 市場化テスト等は、県や市だけではなく、独法や国でも少しずつ行われてきている。

来年以降の日程については、1月18日の午前及び2月6日の午後に各小委員会に分かれてのヒアリングを行うこと及び次回（第6回）専門調査会は2月23日に行うこととされた。

以 上

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>